

No.	質問事項	回答
1	<p>資料名：国保中央会作成 政令市機能対応予定一覧 質問事項：国保市町村標準システムにおける機能対応予定時期をお教えてください。国保市町村標準システムを提案する場合、構築作業における必要時期までに強化がされない場合は、対象外という認識で良いでしょうか。それとも外付けシステムによって実現が必要でしょうか。</p>	<p>市町村標準システムの政令市機能対応は、国保中央会から令和3年12月リリース予定と伝えられております。この前提でシステム構成を提案ください。</p>
2	<p>資料名：開発委託業務仕様書 p11 7.2 業務システム再構築方針 質問事項：国保システムを国保市町村標準システムで提案することを検討しておりますが、不足する機能については「外付けシステム」等として実装または補充する必要があるとあります。別紙3「機能要件一覧」をみるとオンライン機能についてもいくつか外付けシステムとして実装が必要と読み取れますが、外付オンライン機能については、国保市町村標準システムとは別システムとして、認証機能とサインインの連携も含めて実装し、本構築の見積りに含めるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
3	<p>資料名：開発委託業務仕様書 p11 7.2 業務システム再構築方針 質問事項：国保システムを国保市町村標準システムで提案することを検討しておりますが、「業務システム開発基準書」に記載のある他業務照会画面については、国保市町村標準システムの画面ではなく、外付けシステムとして他業務照会用の画面やデータベースを実装し、その構築を見積り範囲に含めるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>市町村標準システムの権限設定により、他部署からの当該システムの限定的な利用は可能と考えています。業務システム開発規準書に規定されているショートカット設置については技術的に難しいため個別検索での運用による対応を考えておりますが、負荷低減に際しお示しのような方策を採る場合は見積りに含めて提案してください。</p>
4	<p>資料名：開発委託業務仕様書 p16 9.3 ソフトウェア要件 9.3.1 基本要件 質問事項：国保システムについては、契約期間とOSのサポート期間を考慮して、Windows2019で国保市町村標準システムを導入することを検討しています。国保市町村標準システムは開発期間中にWindows2019対応を行う予定と伺っておりますが、現在未対応であっても、Windows2019でご提案することは問題ないでしょうか。</p>	<p>国保中央会から令和3年4～5月にはWindows Server 2019対応資材提供予定と発表されており、問題ありません。</p>
5	<p>資料名：開発委託業務仕様書 p17 10.1 規模・性能要件 質問事項：「別紙6 現行SLA項目定義書」を満たす設計とするとありますが、国保市町村標準システムに起因する障害に関しても満たす必要がありますでしょうか。</p>	<p>標準システムを含む本システムの運用管理は本業務の運用保守業務として対応いただくため原則としてはSLAの評価に含みます。運用で回避できないケースなどが発生した場合は個別判断となります。</p>
6	<p>資料名：開発委託業務仕様書 p32 11.2.5 システム・データ移行業務 (1) データ移行の基本要件 質問事項：国保システムを国保市町村標準システムで提案する場合は、データ移行インタフェースと移行仕様書が開示されているため、現行システム業者様が現行システムのデータから国保市町村標準システムのインタフェースへの編集作業を「現行システムデータ抽出」作業の中で実施し、新システム導入業者へ引き渡すことが最も効率的であると考えますが、その作業分担の認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>同 資料P.32 表11.2.5(1) システム・データ移行作業分担にあるとおり、現行システム運用業者の作業分担は「現行システムデータ抽出」のみであり、インターフェース変換・文字コード変換やその他移行に必要なデータの編集作業は含みません。本調達の受託業者が、同表「移行作業」の中で、現行システム運用業者からプレーンデータを受け取り、インターフェース変換や編集作業を行い、新システムに移行させる作業を担当していただきます。</p>

No.	質問事項	回答
7	<p>資料名：開発委託業務仕様書 p32 11.2.6 システム・データ移行業務 (I)データ移行の基本要件</p> <p>質問事項：「移行システムデータ抽出」作業の中には、新システムのインタフェースや文字コード等への編集・変換作業は含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p>	同上
8	<p>資料名：開発等業務委託仕様書 P32 11.2.5 システム・データ移行業務 (I)データ移行の基本要件</p> <p>質問事項：データ移行について国保市町村標準システムは現行パッケージシステムからの移行実績はありますか。</p>	実績ありとのことです。
9	<p>資料名：開発等業務委託仕様書 P36 11.2.7 運用・保守業務</p> <p>質問事項：運用統括業務、ヘルプデスク、運用オペレーション、運用監視業務、システム保守において、現行システムでは何名体制（うち、常駐者が何名）で行われているか参考にお教えください。</p>	運用統括、ヘルプデスク、運用オペレーション、運用監視については、7名で実施しています。システム保守（ソフトウェアの更新、機器の監視）についても当該人数に含まれますが、ハードウェア保守は人数に含んでいません。常駐は昼間3～4名 夜間2名程度です。
10	<p>資料名：様式2_機能要件適合表0807 児童手当_項番81、子ども・子育て_項番36, 68</p> <p>質問事項：「RPAやOCRにも対応できること。」とありますが、想定している製品はありますか。</p>	現在想定している製品はありません。

No.	質問事項	回答
1	調達仕様書3(1)に「国保機能は標準システムを優先的に採用する。」と記載がありますが、標準システムの政令市対応版のリリース時期は現時点明確な時期が決定していないと認識しております。標準システムをご提案する場合、最悪リリース時期が延期となった際の対応内容についても本提案に含めるべきでしょうか。	市町村標準システムの政令市機能対応は、国保中央会から令和3年12月リリース予定と伝えられておりますので、本調達においては問題なく導入できると見込んでいます。政令市対応版のリリースが延期の場合、どの程度の期間かにより対応が異なると考えられますが、許容する期間や対応内容について提案があれば、開発体制の適切な管理に寄与するものとして評価します。
2	上記質問に関連しまして、国保市町村標準システムをご提案する場合、政令市対応版のリリース時期は現時点明確な時期が規定されていないため、現状の標準システムのバージョンの設計書をもとに要件定義・外付けツールの設計作業などを行う予定です。政令市対応版のモジュールがリリースされた後に、既の実施している設計作業に差分があった場合は、本契約の範囲内で対応する事で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	調達仕様書7.1「共通要件」について、要求仕様確定前の法改正対応についても、補助金が出る場合や仙台市独自業務の場合は個別に相談に応じて頂けると考えてよろしいでしょうか。	原則として要求仕様確定前に判明している法改正対応については本契約の範囲内として受託者が対応するものとしませんが、入札以降から要求仕様確定前に判明した大規模な法改正対応等については、内容に応じ個別に協議するものとしします。
4	調達仕様書7.2.2「国保共通・資格・賦課・給付業務」に「標準システムを採用または標準システムに搭載している機能を全て満たすことができるパッケージによる再構築とすること。」と記載がありますが、標準システムをご提案する場合、標準システムに不具合が発生した場合のモジュールのインストールやデータ修正などの対応内容について、本提案に含めると考えて相違ないでしょうか。	通常のパッケージソフト同様、お示しのケースの対応が発生した場合には本業務の運用保守業務として対応ください。
5	調達仕様書9.2.1「基本要件」に「無停電電源装置等を整備すること」とありますが、設置場所の電源系統の障害を想定し、無停電電源装置を二重化する必要はありますか。	無停電電源装置を二重化する必要はありませんが、電源障害によりSLAを遵守できないと想定する場合は、御社の判断で二重化願います。
6	調達仕様書9.2.2「システム基盤」に「本番環境とは別に、検証環境を整備すること」とありますが、検証環境のデータ容量は本番と同等と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	質問事項	回答
7	調達仕様書11.2.5「システム・データ移行作業」に関連してご教示ください。税データについて、税システムから必要年度分のデータを提供いただくことは可能でしょうか。可能な場合、どのような単位でファイルを提供いただけるでしょうか。	税データについては業務間連携しているレイアウトで、最大で現年度含めて9年度分（最新履歴のみ）の提供が可能です。連携するファイルは1年度につき1ファイルとなります。
8	調達仕様書11.3「サービスレベル」について、国保標準システム起因でSLAが満たせない場合、その機能については、SLAの評価対象外と考えてよろしいでしょうか。	上記4のとおり、標準システムを含む本システムの運用管理は本業務の運用保守業務として対応いただくため原則としてはSLAの評価に含みます。運用で回避できないケースなどが発生した場合は個別判断となります。
9	調達仕様書14.3「作業場所」について、データ移行作業など、実データを利用したテストを実施する場合、貴市指定の場所にて作業を実施する必要があると考えます。本作業場所の開設時期とスペースについてご教示ください。	作業場所の開設時期は令和3年5月以降、面積は200㎡程度を見込んでいます（予定）。
10	調達仕様書別紙4「帳票一覧」について、国保システムを除き現行システムベースで作成されていると考えております。新システムにおいて、特に内部帳票に関しては、全ての帳票を実現せずとも新システムに合わせた適切な帳票を出力する事で運用可能と考えおります。このため、提案書において対応方針をお示しし、契約後の要件分析において協議を行い、帳票一覧の内容含めて対応を決定していく考えでご提案してもよろしいでしょうか。	要件分析において出力物の最適化を行うことは通常のプロセスであり問題ありませんが、本調達では業務遂行能力を評価するため仕様書及び技術提案書作成要領様式3 帳票要件適合表により機能有無及び実現方法を確認しますので、漏れなく記載ください。なお、同様式及び様式2 機能要件適合表に記載した内容は全て実装することを原則とします。
11	調達仕様書別冊「標準システム仕様書等ドキュメント」の「機器調達仕様書（第2.0版）」について、機器スペックの参考として、人口70万人までしか必要スペックが示されていません。仙台市様は人口110万人弱であり、差分のリソースについては提案者の責任の範囲内で見積を行い、後日中央会様より提示された必要スペックに差分がある場合は、契約範囲内でハードウェアリソースを増強するなどの対応をする認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	質問事項	回答
12	<p>総合評価基準書2.5及び2.6に母子父子家庭医療費助成業務と心身障害者医療費助成業務に「現物給付方式への切替」と記載がありますが、切替に向けた方針において決まっている部分があれば教えていただけないでしょうか。</p> <p>例)・切替日 ・現物データフォーマット(レイアウト)</p>	<p>・切替日は未定です。</p> <p>・データレイアウト等、現物給付の方式については、現在既に現物給付を実施している子ども医療費助成と同様の仕組みを想定しています。</p>
13	<p>技術提案書作成要領の「4. 提案書作成上の留意事項」について、記載されている、資料全体としてページ数は300ページ以内と規定されている提出資料の範囲は以下の考えで認識相違ないでしょうか。</p> <p>(a) 様式 1 技術提案書表紙 →作成する提案書 (b) 様式 2 機能要件適合表 (c) 様式 3 帳票要件適合表 ※(d) 様式 4 費用見積書は「5. 費用見積書作成上の留意事項」に別途作成要領が記載されているため300ページの対象範囲外と理解しています。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
14	<p>技術提案書作成要領の「4. 提案書作成上の留意事項」について、紙媒体文書については基本的にA4縦書と記載がありますが、図表などA3で表記するほうが確認しやすい資料について、A3で記載した場合、ページ数はA4と同様に1ページでカウントするという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
15	<p>技術提案書作成要領の「4. 提案書作成上の留意事項」について、資料全体として300ページ以内に収めることと記載がありますが、提案書本編のページ数の配分についてご教示ください。</p> <p>①目次は300ページのうち数に含まれるでしょうか ②提案書本編の本編に、見やすさの観点で中表紙などをつける場合はページ数に含まれるでしょうか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。 ②含まれません。</p>
16	<p>技術提案書作成要領について、様式2 機能要件適合表、様式3 帳票要件適合表は図票のため、A3で印字して提示してもよろしいでしょうか。</p>	<p>対象の様式はA4横上下開き両面印刷(長辺綴じ)を原則とします。提案の詳細説明など、やむを得ない場合はA3が混在してもかまいませんが、読みやすさを考慮し判断してください。</p>
17	<p>様式2 機能要件適合表「国保・後期収納滞納」項番208に記載されている、バーコードリーダー及びキャッシュドロフは仙台市様にて準備される機器を利用する前提で、本見積に含める必要はないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	質問事項	回答
18	様式2 機能要件適合表「子ども・子育て」項番56に「育児休業中等の利用者負担の設定」と記載されていますが、育児休業中の階層はなく、個別に利用者負担額を計算することはないと認識していますが、問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	様式2 機能要件適合表「子ども・子育て」項番155に「新受給者証」と記載されていますが、区間異動後の区で出力する支給認定証のことで合っているでしょうか。また、「担当区変更通知」は区間異動後の区で出力する支給認定証交付通知書のことで合っているでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	様式2 機能要件適合表「子ども・子育て」項番156に「措置を決定できること」と記載されていますが、「措置」として登録した場合、利用者負担額免除を行うという事務運用のことでしょうか。	お見込みのとおり、利用者負担額は国・市基準ともに「0」となります。
21	様式2 機能要件適合表「子ども・子育て」項番157に「措置の解除を行えること」と記載されていますが、「措置」として登録したデータを解除する機能という認識で合っているでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	様式2 機能要件適合表「子ども・子育て」項番238に記載されている「因が構築するシステム」は全国総合システムのことを指しているでしょうか。その場合、全国総合システムとのデータ連携はしない運用になることを想定しており、機能を有するかにかかわらず、回答としては「運用回避」となると判断しましたが、認識に齟齬はないでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	様式2 機能要件適合表「子ども・子育て」項番247,250に「複数施設（事業所）の同時利用」「施設の組み合わせを登録前にチェック」と記載されていますが、どの組合せの同時利用を防ぐ必要があるでしょうか。	幼稚園（一部を除く）と下記施設の組み合わせを想定しております。 ・幼稚園（一部を除く） ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・仙台すくすくサポート事業
24	様式2 機能要件適合表「子ども・子育て」項番294に記載されている「制度施行時保育所入所児童等を経過措置対象者として管理」について、経過措置の内容を教えてくださいませんか。	子ども・子育て支援法施行時に、旧制度で入所していた児童を対象に、引き続き同条件で入所が可能とする経過措置を行ってまいりました。こちらの項番につきましては、設計時に検討させていただきます。
25	様式2 機能要件適合表について、機能要件の各所に記載されている、RPAでの仙台市様負担軽減に関しては、仙台市様RPAセンターの活用も踏まえて検討して宜しいでしょうか。	本調達以外のRPAについては、原則利用できません。負担軽減等に関してRPAの活用を提案する場合、必要なソフトウェアは本件見積もりに含めて算定してください。

No.	質問事項	回答
26	<p>仙台市様の後期高齢において、特別徴収の追加補足（当初賦課時以外で年度途中で特別徴収を開始するタイミング）をご教示願います。</p> <p>例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6、8、10月追加補足分を2月に特別徴収判定を行い、4月特別徴収開始を実施 ・ 12月追加補足分を4月に特別徴収判定を行い、6月特別徴収開始を実施 ・ 2月追加補足分は特別徴収開始判定は実施しない 	<p>本市における特別徴収開始時期は4月と10月（年次補足）の年2回です。詳細は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6、8、10月追加補足分を2月に特別徴収判定を実施し、4月から特別徴収を開始。 <p>※本処理は2月だが、1月に同様の処理を実施し、4月から特別徴収が開始となる対象者へダイレクトメールを送付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12、2月追加補足分の特別徴収判定は実施せず、全件特別徴収非対象者として特別徴収依頼情報を作成。
27	<p>様式3 帳票要件適合表「後期資格賦課」項番27の「特徴異動通知一覧」について、以下をご教示願います。</p> <p>①国保連へ送付する回付情報の内容が出力されるリストの認識で合っているでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、回付する情報だけでなく、回付した情報の処理結果についても出力されるリストとなります。</p>
28	<p>様式3 帳票要件適合表「後期資格賦課」項番28の「特徴徴収開始一覧」について、以下をご教示願います。</p> <p>①月次で特徴開始する対象者リストの認識で合っているでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
29	<p>様式3 帳票要件適合表「後期資格賦課」項番29の「特徴徴収中止者一覧」について、以下をご教示願います。</p> <p>①月次で国保連へ送付予定の特別徴収中止対象者リストの認識で合っているでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
30	<p>様式3 帳票要件適合表「子ども・子育て」項番296の「口座振替不能通知発行不能一覧表」について、口座振替不能通知が発行不能となる条件を教えてくださいませんか。</p>	<p>送付対象者が死亡等で送付できない場合に発布不能で抽出することを想定しております。</p>
31	<p>様式3 帳票要件適合表「子ども・子育て」項番334の「督促状発行不能一覧表」について、督促状が発行不能となる条件を教えてくださいませんか。</p>	<p>送付対象者が死亡等で送付できない場合に発布不能で抽出することを想定しております。</p>

No.	質問事項	回答
32	<p>落札者決定基準2.4.1「操作性審査」について、操作性審査は以下の段取りで考えております。認識に相違あればご指摘ください。</p> <p>①指定されたシナリオに基づくデモンストレーション実施 ②実際に職員様がシステムを利用する時間 ③説明後の質疑応答</p> <p>上記における②③の時間配分の目安や段取りが想定と異なるなどあればご教示ください。</p>	<p>概ね記載のとおりですが、操作性審査はシステムの操作性を評価するものであるため、デモンストレーションの内容は評価の対象となりません。①は基本的な操作の説明に関する最小限のものに留め、②の操作中に補足説明するなど内容を検討ください。</p>
33	<p>落札者決定基準2.4.1「操作性審査」の「表2.4.1(2)操作性審査対象機能等一覧」について、国民健康保険資格賦課～後期高齢者医療収納滞りまでを合わせて120分で実施とありますが、標準システムの資格・賦課・給付を提案する場合は操作性審査を省略できると記載があります。</p> <p>この場合の操作性審査の時間配分についてご教示ください</p>	<p>標準システム提案の場合、国民健康保険収納滞り及び後期高齢者医療収納滞りを合わせ40分までとします。</p>
34	<p>業務委託契約書第34条第5項について、記載の請求額について、損害が発生した対象業務の委託料に対して遅延損害金約定利率の割合で計算すると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりですが、その場合対象業務分の委託料を明確に区分できる必要があります。</p>
35	<p>業務委託契約書第34条第4項について、記載の「社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由」について、新型コロナウイルス対策により受注者側の業務遂行体制等に影響を及ぼす場合も含まれる理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、天変地異（大地震、大火災、大水害等の災害を含むが、これらに限らない）、大規模な国際戦争、疫病、行政命令、その他発注者受注者双方の責めに帰することができない事由によりやむを得ない場合においても、本条文に基づき当社はその責めを負わないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>